□　次の理由から変更すべきでない（複数選択も可）。
　□　法第29条第１項第１号に該当する。
　（理由）

　□　法第29条第１項第２号に該当する。
　（理由）

□　その他

３　添付書類の目録（※）
（※）意見の内容を裏付ける書類を添付することができる。

別記
様式第十二号（第二十六条関係）

意　　見　　書
（指定の取消し前の公示）

農林水産大臣　殿

年　　月　　日

提出者
　住所：（〒　　）
　氏名（法人の場合は名称並びに代表者の氏名及び役職）：
　　印
　電話番号：

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第32条第２項において準用する同法第25条の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

１　意見の対象となる取消しをしようとする指定
⑴　指定番号

⑵　指定に係る特定農林水産物等の名称

２　意見の内容
上記１の指定は、
□　取り消すべきである。
（理由）

□　取り消すべきではない。
（理由）

□　その他

３　添付書類の目録（※）
（※）意見の内容を裏付ける書類を添付することができる。

附　則

（施行期日）
第一条　この省令は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（地理的表示の使用制限の例外に関する経過措置）
第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第六条の登録に係る特定農林水産物等（同法第二条第二項に規定する特定農林水産物等をいう。以下同じ。）についてのこの省令による改正後の特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（以下「新特定農林水産物等名称保護法施行規則」という。）第三条第一号の規定の適用については、同号中「前から」とあるのは「（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第八十八号）の施行の日（以下この号において「改正法施行日」という。）前にされた法第六条の登録に係る特定農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示又は類似等表示を当該特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等を主な原料若しくは材料として製造され、又は加工された農林水産物等の包装、容器及び送り状以外の包装等に使用する場合にあっては、改正法施行日）前から」と、「当該特定農林水産物等の法第六条の登録の日」とあるのは「改正法施行日」とする。

２　施行日前にされた特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第二十三条第一項の指定に係る特定農林水産物等についての新特定農林水産物等名称保護法施行規則第二十四条の二の規定により読み替えて適用する新特定農林水産物等名称保護法施行規則第三条第一号の規定の適用については、同号中「前から」とあるのは「（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第八十八号）の施行の日（以下この号において「改正法施行日」という。）前にされた法第二十三条第一項の指定に係る特定農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示又は類似等表示を当該特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等を主な原料若しくは材料として製造され、又は加工された農林水産物等の包装、容器及び送り状以外の包装等に使用する場合にあっては、改正法施行日）前から」と、「当該特定農林水産物等の法第二十三条第一項の指定の日」とあるのは「改正法施行日」とする。

（学識経験者の名簿に関する経過措置）
第三条　施行日前に公表されたこの省令による改正前の特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則第十条の学識経験者の名簿についての新特定農林水産物等名称保護法施行規則第十条第二項の適用については、同項中「二年」とあるのは、「平成三十一年六月三十日まで」とする。

（様式に関する経過措置）
第四条　この省令の施行の際現に存する特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第十二条第二項の特定農林水産物等登録簿（改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によりされた登録に係る特定農林水産物等に係るものを含む。）の様式は、新特定農林水産物等名称保護法施行規則別記様式第三号にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

２　この省令の施行の際現に特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第二十四条（同法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示がされている場合における当該公示に係る同法第二十五条（同項において準用する場合を含む。）の意見書の様式は、新特定農林水産物等名称保護法施行規則別記様式第十号及び別記様式第十二号にかかわらず、なお従前の例による。